

2. 重要港湾「宿毛湾港」の整備について

池島地区では、現在、第二防波堤（延長380m）の整備が直轄事業として実施されており、平成23年度末にはケーソン6函が製作され、その内2函の据付を完了しております。本年度は、予算配分が大幅に増額されるなど、整備促進に向けて着々と進捗しており、今後、安全性や静穏度が高まっていくことで、大型客船の寄港や進出企業の操業の活性化が促進されるものと考えております。

宿毛市においても、大型客船の寄港を通じて四国西南地域の観光振興を図っていくことを目的として、平成22年度に旅客待合所を建設し、客船の寄港誘致に積極的に取り組んでおります。また、高知県が整備しております背後地の工業流通団地への企業誘致についても、高知県と協力して取り組んでおります。

一方、岸壁背後のふ頭用地が未舗装であることなど、解決すべき課題も残っております。

今後、ポートセールスや企業進出を推進する観点からも、第2防波堤の整備と併せて港湾機能を充実していくことが大変重要であると考えておりますので、必要な予算獲得を含め港湾整備を推進していただきますよう、格段のご配慮をお願いいたします。

3. 四国横断自動車道の整備促進について

四国8の字ネットワークの一部を形成している四国横断自動車道の整備は、四国西南地域の観光や産業の振興はもとより、東南海・南海地震などの大規模災害発生時における地域間連携の上からも大変重要であります。

宿毛～内海間につきましては、現在、宿毛市と愛媛県愛南町においてミッシングリンク解消に向けた協議を重ねており、災害時の避難場所としての位置付けや支援物資の搬入拠点ともなる宿毛新港との連携を図る上からも、宿毛湾港を経由するルートの設定が望ましいとの方向で合意形成ができつつあります。

高知県におかれましても、宿毛～内海間及び四万十～佐賀間の計画路線への位置づけと早期の事業化、並びに宿毛～内海間については、宿毛湾港の利活用が促進されるルート設定がなされるよう、格段のご配慮をお願いいたします。

4. 二級河川「与市明川」河川改修事業の促進について

与市明川は、市街地を流れる大変重要な河川であり、その流域は社会情勢の変化に合わせ、住宅区域や商業区域など都市化が急速に進んでおります。

河川の改修状況は、護岸が整備された箇所もありますが、最も重要な河口部の改修がなされておらず、現状は、施設設置後40年を経過した農業用の湛水防除ポンプ施設と潮位に左右される農業用樋門、及び県管理の海岸保全施設としての樋門等により排水されております。このため、台風などの集中豪雨時には、河口の排水機能が十分に発揮されず、貝塚地区から錦地区周辺の県道宿毛城辺線が再三にわたり冠水し、通行不能な事態となっております。

高知県におきましても、地域の状況を十分にご認識いただく中で、本年度から改修工事を再開していただきましたことは、大変ありがとうございます。心より感謝申し上げます。

一方、高知県の実施設計上では、自然流下方式で十分流下可能であるとされておりますが、与市明川の河川流域の地盤は低く、また潮位の影響を強く受けるため、計画どおりの整備を実施したとしても、与市明川流域を含めた総合的な改修が実施されない限り、堤内地の浸水対策とはならないと考えております。

つきましては、抜本的な問題解決としては、強制排水が最適であると考えますので、必要最小限の排水能力（10m³/s程度）のポンプを設置していただきますよう格段のご配慮をお願いいたします。

5. 「中筋川水系」の河床整備等の促進について

中筋川は、河川勾配が極端に緩く、四万十川本川の水位の影響を受けやすいことから治水対策が難しく、これまでにも台風等の影響により主要幹線である国道56号をはじめ平田・山田両地域の生活拠点である市道の度重なる冠水、さらには、国道沿線の住宅の浸水被害など、住民生活に重大な影響を及ぼしています。

中筋川及び支川の一部については、河道掘削や堤防整備等を実施していただいておりますが、支川上流部には堆積した土砂がいまだに残っている箇所が多数あります。

つきましては、中筋川ダムの治水効果を最大限に発揮するためにも、中筋川への流入河川であります山田川、ヤイト川、芳奈川、土居ノ内川、雁ヶ池川の河道掘削と未整備部分の堤防整備、併せて堤内地の浸水対策の推進について、格段のご配慮をお願いいたします。

6. 国道321号「小筑紫バイパス」の早期着手について

本線は、小筑紫町を経由し大月町・土佐清水市へと続く幹線道路であり、観光や産業の振興、福祉の向上等、この地域の振興を図る上で大変重要な役割を果たしております。しかしながら、その沿線である小筑紫町の中心地付近は、非常に道路が狭隘な上に住宅や店舗が道路に接して建築されているため、歩道もなく、子供たちの通学や住民の日常生活を送る上で、危険な状況となっております。

地域住民の安全確保はもとより、快適な生活環境の確保を図るためにも市街地を迂回するバイパスの建設が必要であり、また南海地震等の大規模災害時の避難路としての役割もご賢察いただき、早期着工に向け格段のご配慮をお願いいたします。

7. 松田川総合開発事業の促進について

坂本ダム及び松田川河戸堰が完成し、松田川の洪水調整が図られ、周辺の護岸工事も整備されていますが、二ノ宮・高石工区の未改修区間の整備促進について、格段のご配慮をお願いいたします。

8. 県道「宿毛津島線」の改良促進について

県道宿毛津島線は、宿毛市と愛媛県宇和島市を結ぶ主要地方道路であり、近い将来発生する予測されている南海地震等の大規模災害時の輸送ルートを確保するための緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付けられた大変重要な路線であります。

既に、愛媛県側においては、ほとんど改良が終了し、高知県側の篠山登山口から県境手前までの約5.2kmを残すだけとなっておりますので、早期完成に向けて格段のご配慮をお願いいたします。

9. 県道「沖の島循環線」の改良促進について

県道沖の島循環線は、沖の島の各集落を結ぶ唯一の道路であり、災害発生時に集落を孤立させないためにも、重要な役割を果たす道路として位置づけられ、計画的に改良が進められておりましたが、弘瀬から玉柄間約3km区間が、地図混乱地域のため用地買収のめどが立っていない状況であります。

しかしながら、高知県唯一の離島である沖の島の振興を図っていくためには、欠ぐことのできない重要な事業でありますので、今後とも事業推進に向けた取組みについて、格段のご配慮をお願いいたします。

平成24年10月3日

自由民主党宿毛市支部長 西郷 典

